

各 位

会社名 クラシコ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 大和 新
 (コード番号：442A 東証グロース)
 問合わせ先 取締役CFO 相馬 知明
 TEL. 03-6427-4767

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年10月1日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 280,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2025年10月17日開催予定の取締役会で決定)
 ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。
- (3) 発行価格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2025年10月27日(月曜日)(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、あかつき証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、岡三証券株式会社、丸三証券株式会社、東海東京証券株式会社及び水戸証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
- (6) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。
- (7) 申込期間 2025年10月28日(火曜日)から
 2025年10月31日(金曜日)まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込期日 2025年11月4日(火曜日)
- (10) 株式受渡期日 2024年11月5日(水曜日)
- (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
 投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- | | |
|--|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 42,000 株
なお売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 42,000 株（上限） |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定（発行価格等決定日に決定される予定）
なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格による一般向けの売出しとする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。 |
| (8) 上記1.の募集株式数に変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限は、変更後における1.の募集株式数の15%となる数（100株未満切り捨て）に読み替える。 | |
| (9) 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

3. 第三者割当による募集株式発行の件

（「2. オーバーアロットメントによる売出しの件」に関連して行う第三者割当増資）

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 42,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未 定（2025年10月17日開催予定の取締役会で決定）
なお、上記1.における公募による募集株式の払込金額と同一とし、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による募集株式発行を中止するものとする。 |
| (3) 割 当 価 格 | 未定
なお、上記1.における公募による募集株式の引受価額と同一とする。 |
| (4) 払 込 期 日 | 2025年12月3日（水曜日） |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当先及び割当株式数 | 大和証券株式会社 42,000 株 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

- (8) その他本第三者割当による募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (9) グリーンシュエーション行使の通知のない株式については、発行を行わないものとする。
- (10) 上記2.において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による募集株式発行も中止する。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 280,000 株

売 出 株 式 数 オーバーアロットメントによる売出し(*)

当社普通株式 上限 42,000 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 10 月 20 日(月曜日)から
2025 年 10 月 24 日(金曜日)まで

(3) 発 行 価 格 等 決 定 日 2025 年 10 月 27 日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申 込 期 間 2025 年 10 月 28 日(火曜日)から
2025 年 10 月 31 日(金曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2025 年 11 月 4 日(火曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 11 月 5 日(水曜日)
(上場(売買開始)日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、2025 年 11 月 28 日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は 2025 年 10 月 1 日開催の当社取締役会において、大和証券株式会社を割当先とし、払込期日を 2025 年 12 月 3 日とする当社普通株式 42,000 株の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っています。大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(株式受渡期日)から 2025 年 11 月 28 日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,748,390株
公募増資による増加株式数	280,000株
公募増資後の発行済株式総数	2,028,390株
第三者割当増資による増加株式数	42,000株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	2,070,390株 (注)

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「3. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し大和証券株式会社からグリーンシュエーション行使の通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 283,400 千円及び第三者割当増資の手取概算額上限 42,260 千円については、①海外展開に関わる費用、②マーケティング及び広告宣伝費、③新商品開発に関わる費用、④採用費及び人件費、⑤借入金の返済に充当する予定であります。

具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

①海外展開に関わる費用

既存展開国・地域及び新規展開国・地域における事業開発に関わる運転資金（広告宣伝費、人材費用、配送費、出張旅費など）として 2026 年 10 月期に 135,660 千円を充当する予定であります。

②マーケティング及び広告宣伝費

ブランド価値向上を目的とした PR に係る撮影・製作費、広告宣伝費として 2026 年 10 月期に 40,000 千円を充当する予定であります。

③新商品開発に関わる費用

新商品の開発に際してのライセンス業務やオーダー業務に係る費用、雑貨デザインへの委託料、研究開発費として 2026 年 10 月期に 20,000 千円を充当する予定であります。

④採用費及び人件費

事業成長のための採用費及び追加人件費として 2026 年 10 月期に 30,000 千円を充当する予定であります。

⑤借入金の返済

財務体質及び経営基盤の安定化を図るため、金融機関からの借入金の返済として 2026 年 10 月期に 100,000 千円を充当する予定であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

現在当社は成長過程にあり、事業拡大のための投資を優先しているため、直近事業年度までの過去においては配当を実施しておりませんが、当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況や今後の事業計画を総合的に勘案しながら、配当を含めた利益還元策を決定していく方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、当社の成長と財務体質の強化のバランスを勘案しつつ将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、事業活動の原資として有効活用していく方針であります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には内部留保の状況及び当社を取り巻く事業環境等を勘案したうえで株主への配当を実施する方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△1,430.28円	△101.52円	24.13円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
実績配当性向	-	-	-
自己資本当期純利益率	-	-	5.1%
純資産配当率	-	-	-

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。2022年10月期及び2023年10月期の自己資本当期純利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社は2020年5月15日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2022年10月期の各数値(1株当たり配当額については全ての数値)についてはESネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△286.06円	△101.52円	24.13円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)

5. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。